



—お届け日・時間帯が選べる—
**パルシステムの
指定便**

ご利用の手引き

CONTENTS

-
- 2～3 パルシステムについて
- 4 パルシステムの指定便とは
-
- 5～ 指定便を使いこなす！
- PC・スマートフォンでらくらく注文
- 商品返品・交換について
- ご請求について
- お支払いについて
-
- 14～15 よくあるQ&A
-
- 16 定期便のご案内



安心できる おいしいごはんを、毎日の食卓に



埼玉酪農業協同組合の生産者
鳩田治彦さん(埼玉県)



菅平農場の生産者
飯塚大介さん(長野県)



JAつくば市谷田部産直部会の生産者
沼尻務さん・由美さん夫妻(茨城県)



茨城直センターの生産者
小林徳子さん(茨城県)

パルシステムって？

パルシステムは創設以来、何よりも「食の安全」を優先する立場を貫いてきた生協(コープ)です。「より安全な食品の供給」は組合員の願いであると同時に、生産者の願いもあります。私たちは生協の原点である「人と人との助け合い」を大切にし、さまざまな「困ったな」を商品・サービス・情報を通じてサポートできる仕組みづくりを行っています。

“生協”ってどんなもの？

「こういうものが欲しいな」「こう変えたらいいのに」という組合員の声から商品が生まれ、この組合員の提案こそが生協への「運営参加」となります。誰もが平等に出資・利用し、運営に参加できること、それが生協の特長です。



『野菜がとれるエビチリセット』
『簡単！レバニラ炒めセット』

組合員一人ひとりが運営者！

生協は「営利を目的としない非営利法人」。組合員の自主的な団体です。みんなで出し合ったお金(出資金)で運営されていて、商品を仕入れ、分け合う(利用する)ことで成り立っています。

※生協をおやめになる際には、それまでにお預かりしていた出資金・増資金をご返金いたします。

パルシステムがめざす 商品づくりの7つの約束

1. 作り手と「顔の見える関係」を築き、信頼から生まれた商品をお届けします。
2. 食の基盤となる農を守るためにも国産を優先します。
3. 環境に配慮し、持続できる食生産のあり方を追求します。
4. 化学調味料不使用で豊かな味覚を育みます。
5. 遺伝子組換えに「NO！」と言います。
6. 厳選した素材を使い、添加物にはできるだけ頼りません。
7. 組合員の声を反映させた商品づくりを大切にします。

安心・安全で確かな品質をお届けします。

科学的視点から「安全性と品質」を確認

パルシステムでは1999年より独自の検査センターを設け、微生物検査(食中毒病原微生物と衛生指標菌の検査)や理化学検査(農薬や添加物などの残留化学物質の検査)を行っています。残留農薬は法律基準の1/10以下であることを目標に、産地での農薬削減を支援しています。



微生物検査

国より厳しい基準で 放射能自主検査を実施

精度の高い測定が可能なゲルマニウム半導体検出器を2台、検査センターに導入し、取扱い食品の放射能を検査しています。国の基準より厳しいパルシステム独自の指標を設定して、検査結果はチラシやホームページでお知らせしています。



ゲルマニウム半導体
検出器による玄米検査

パルシステムの指定便とは

PC・スマートフォンかららくらく注文

最初にご希望の「お届け日」と「時間帯」を選んだら、ご希望の商品を「買い物カゴ」へ。注文内容を確認し、「注文を確定」するだけとカンタンです。



うれしい3つのメリット

1 あなたの暮らしに合わせて指定の日時にお届けします。

月～金曜、5つの時間帯（9～12時、12～14時、14～16時、16～18時、18～20時）からお届け日時をその都度指定できます。

※天候や交通事情により、ご希望の時間帯にお届けできない場合があります。

2 指定便をうまく使いこなして手数料0円に！

下記の「手数料」をご確認ください。パルシステムでのお買い物5,000円（税込）以上で手数料0円は、「定期便（16ページ）」よりもお得です。

3 スケジュールに合わせて必要なときに必要なだけご利用できます。

毎週はもちろん、月1、2回など自由な頻度でご利用できます。

※1日にお届けできる回数は1回となります。
※パルシステム手数料はお届けごとにかかります。

指定便の手数料について

商品のお届け1回につき、ご注文金額のほかにパルシステム手数料がかかります。ご注文金額に応じて手数料は変わります。

ご注文金額	パルシステム手数料
~4,999円(税込)	330円(税込)
5,000円(税込)~	0円

※増資金額は、パルシステム手数料の計算のためのご注文金額に含まれません。

出資金および積み立て増資について

生活協同組合（生協）は一人ひとりの組合員が出し合った出資金で運営され、出資金で商品を調達し、利用することで成り立っています。そのため、加入時に組合員になるための出資金をお預かりしています。パルシステム東京の加入出資金は、一口1,000円です。

自分たちの組合員組織、生協の経営基盤を堅実なものとするために、注文

ごとに積み立て増資をお願いしています。これは組合員の意志によるもので、強要するものではありませんが、できるだけ積み立てていただくことをお願いしています。

脱退される場合、出資金・増資金は返還されます。事業により剩余金が出た場合、総代会で決め、出資配当しています。

出資金
一口1,000円
(加入時にお預かりします)

増資
一口100円
(ご注文ごとに任意で行っていただけます)

指定便を使いこなす！

※画面表示は変更になります。

PC・スマートフォンでらくらく注文

1 まずはログイン

<https://stb.pal-system.co.jp/shop/calendar/calendar.aspx>

上記を入力するか、右の二次元バーコードからログインページにアクセスし、「ログインID」「パスワード」を入力してご利用ください。

指定便のログインページはこちらから！



2 お届け日時を選ぶ

お届け日時の選択ページから、ご希望のお届け日時を選択してください。

Point

締め切りまでは変更可能！
「注文内容を確定する」をクリックしたあとでも、注文の締め切り時間までは何度も注文内容が変更可能です。



3 商品を選ぶ

商品を選んで「カゴに入れる」をクリックしてください。

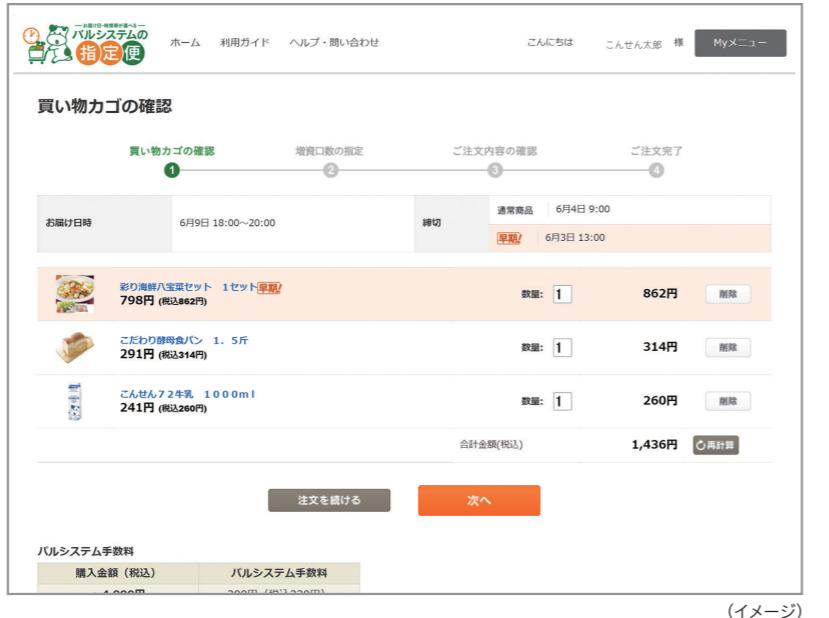
※商品は週ごとに入れ替わります。

ここをクリック



4 買い物カゴの内容を確認

商品を選び終えたら、「注文確認へ進む」をクリック。買い物カゴの確認ページの商品と数量が間違いないかを確認してください。



(イメージ)

5 増資口数を指定する

増資口数の指定ページから、増資の口数を選んでください。



(イメージ)

6 注文内容の確認

最後に、ご注文内容の確認ページで、商品の内容・お届け日時を確認し、「注文内容を確定する」をクリックして注文完了となります。



(イメージ)

商品に付くマークについて

お届け時の状態(冷蔵・冷凍)や調理方法、賞味期限・消費期限などの情報が各商品にマーク表示されています。

詳しくは
こちらから
ご確認ください



お届けについて

商品をお届けするのは、各エリアの配達担当。わからないことやご要望も気軽に伝えください。

配達担当4つのこころえ

配達担当全員が心掛けています!

- 「私たち配達担当が窓口となります」
- 「商品を大切にお届けします」
- 「組合員のみなさんとの約束を守ります」
- 「地域の配達担当として心配りを大事にします」

お届け形態

温度帯に適した梱包でお届け

冷蔵 冷蔵品

カタログで`冷蔵`マークが付いているものは、冷蔵でお届けします。



発泡スチロールの通い箱で、保冷材といっしょにお届けします。

冷凍 冷凍品

カタログで`冷凍`マークが付いているものは、冷凍でお届けします。



ドライアイスや保冷材などをセットした発泡スチロールの通い箱でお届けします。
※低温やけにご注意ください。

ご不在時はシールやカバーでセキュリティにも配慮



●在宅の場合は対面で商品をお渡しします。不在の場合は指定の場所に、封印シールや商品カバーなどでセキュリティにも配慮してお届けします。

※オートロックマンションの場合、玄関先にお届けできない場合があります。

●配達に使用する通い箱や商品カバー等は、繰り返し使用する組合員共有の財産です。次の配達時に担当に直接返却または、配達場所と同じ場所に出してご返却ください。
通い箱の回収のみでのおうかがいはしません。

通い箱を
返却する
ときは…

リユース・リサイクル品を
入れてください

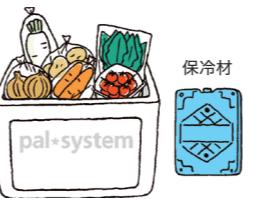
「Rマーク」が目印のリユース・リサイクル容器を入れてください。配達担当が回収します。

リユース・リサイクル
詳しくは
こちらから！



産直青果

青果にとって最適な温度で、鮮度や品質を落とさずお届けします。



4月～11月は保冷材を入れてお届けします。
※大根やねぎ等、通い箱に入らない商品もあります。

常温品

カタログで`冷蔵`・`冷凍`マークがないものは(青果以外)は、常温での保存が可能。お届けも、常温となります。



折りたたみ可能な通い箱に入れてお届けします。つぶれやすいものは別の袋に、石けんなどは香りが移らないよう包装してあります。

個人情報保護方針

基本理念

生活協同組合パルシステム東京(以下「組合」という。)は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を保護・管理することが社会的責務との考え方から、個人情報の保護に関する法令ならびに関連する規範、消費生活協同組合法を遵守し、その取り扱いについての方針を以下のとおり定め、組合における関連する規程等の整備、方針に基づく組合内の安全管理体制の構築・実施・維持および継続的な改善・向上により、個人情報の保護に努めます。

基本方針

組合が、個人情報を収集し、利用する場合は、利用目的を明確にした上で、適法かつ公正な手段で収集し、特定した目的以外には利用しません。

1 個人情報の取得

組合は以下の種類の個人情報を預かります。

- (1) 組合に資料請求をされた方およびお試し利用・加入問合せされた方の個人情報
 - * 氏名、住所、連絡先
- (2) 組合に加入申込された方の個人情報
 - * 氏名、住所、連絡先、生年月日、家族構成、利用代金の振替口座情報
- (3) 介護サービスを利用される方の個人情報
 - * 利用者の氏名、性別、生年月日、要介護度・病歴を含む介護サービスに必要な情報
 - * 利用者及び関係する方の連絡先
- (4) 保育サービスを利用される方の個人情報
 - * 入園者の氏名、性別、生年月日、健康情報およびアレルギー情報、顔写真
 - * 保護者の氏名、住所、連絡先および勤務先の名称とその連絡先
- (5) 組合が開催する企画等に参加される方の個人情報
 - * 保育を希望されるお子さんの氏名、性別、生年月日、アレルギー情報
 - * 組合員のご家族が参加される場合は、その方の氏名、生年月日
 - * 組合員でない方が参加される場合は、その方の氏名、住所、連絡先
- (6) 組合の役職員の個人情報
 - * 氏名、住所、生年月日、職歴、取得資格、家族構成、健康情報
- (7) 組合に履歴書・応募書類を送付された方の個人情報
 - * 氏名、住所、連絡先、その他履歴書・応募書類に記載された事項

2 個人情報の利用目的

組合が預かりする個人情報は、以下の目的で利用いたします。

- (1) 資料請求をされた方の個人情報は、組合利用のための資料送付・ご連絡のために限定して利用します。
- (2) 組合に加入申込された方の個人情報は、商品案内・注文用紙の配付・注文、商品の配達、利用代金の請求・口座振替、出資金・利用割戻に関する通知、商品・サービスの向上・改善に関わるアンケート、商品・サービスに関する連絡、各種問合せ等への対応のために限定して利用します。
- (3) 総代となる組合員の個人情報は、総代会など機関運営における情報提供、会議・企画等に関わる連絡および円滑な運営のために限定して利用します。
- (4) 組合員活動や組合主催の企画等に参加される方の個人情報は、活動に関する情報提供、企画等に関わる連絡および円滑な運営のために限定して利用します。
- (5) 介護サービスを利用される方の個人情報は、サービスの提供、サービスの向上、各種パンフレットや資料のお届け、利用者に関する方との連絡のために限定して利用します。
- (6) 保育サービスを利用される方の個人情報は、サービスの提供、園児の衛生・健康管理、保護者との連絡のために限定して利用します。
- (7) 役職員の個人情報は、緊急連絡、健康管理、雇用管理、法律上求められる必要な手続のために限定して利用します。
- (8) 組合に履歴書・応募書類を送付された方の個人情報は、採用活動のために限定して利用します。
- (9) ギフトサービスを利用する際の送り先の個人情報は、当該ギフト発送のために限定して利用します。なお、組合員の便宜を図るために、ご承諾を得たうえで、次回以降のギフト申込書の準備に利用することができます。

3 個人データの第三者への提供

組合が預かりした個人情報を、第三者に提供いたしません。ただし、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合、人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合あるいは公衆衛生の向上または財産保護のために必要な場合でご本人の同意を得ることが困難であるとき、国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する必要があって、本人の同意を得ることで当該事務に支障の恐れがある場合を除きます。

4 個人データの共同利用

組合が事業者・団体と個人情報を共同で利用する条件は下記のとおり定め、利用目的の範囲に限定し利用します。なお、共同利用する個人情報の管理責任者は、個人情報保護管理最高責任者(専務理事)とします。

(1) パルシステムグループとの共同利用

組合は、パルシステムグループにおいて、より良いサービスを提供するために、個人情報および付随事項を共同利用いたします。

① 共同利用する個人情報等の項目

氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、アレルギー情報、口座情報、購買情報、請求情報、出資情報、苦情内容 等

② 共同利用する範囲

パルシステムグループ

③ 共同利用する目的

各種サービスの提供、お問い合わせ、苦情等への対応、商品やサービスのご案内、商品の開発・改善やサービスの改善、各種サービスの契約および維持管理 等

(2) 日本生活協同組合連合会との共同利用

組合は、組合員に対する事業提供を円滑に進めるために、事業連携に伴って個人情報および付随事項を共同利用いたします。

① 共同利用する個人情報等の項目

氏名、住所、電話番号、購買情報、苦情内容 等

② 共同利用する範囲

日本生活協同組合連合会

③ 共同利用する目的

商品、サービスのお届け代金のご請求、お問い合わせ・苦情等への対応、商品やサービスのご案内、商品の開発・改善やサービスの改善 等

(3) 日本コープ共済生活協同組合連合会との共同利用

組合は、共済事業を円滑に進めるために、個人情報を共同利用いたします。

① 共同利用する個人情報の項目

氏名、住所、電話番号、生年月日、口座情報、請求情報 等

② 共同利用する範囲

日本コープ共済生活協同組合連合会

③ 共同利用する目的

共済契約の引き受け、維持管理、共済商品・サービスの案内・提供 等

5 個人データの委託

組合は、利用目的に必要な範囲において業務を委託する場合、委託先の管理体制を確認した上で、秘密保持・安全管理を含む業務委託契約を締結するとともに、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。

6 個人データの安全管理措置

組合は、個人データの漏えい、滅失、き損、紛失等の防止のため下記の安全管理措置を講じます。

- (1) 端末における情報保護のための安全措置および外部通信による不正アクセス遮断措置等のセキュリティ対策の強化
- (2) 個人データの取扱基準の明確化と各事業に対応する体制強化
- (3) 組合の役職員への定期的な教育および組織的対応の強化

7 個人情報に関するお問い合わせ先

組合は、お預かりした個人情報およびその管理等に関するお問い合わせを受け付けます。このお問い合わせ窓口では、次の事項について受付、確認及び対応いたします。

- ・お預かりした個人情報の入手手段および内容の開示等について
- ・お預かりした個人情報に関する苦情・相談および訂正・利用停止等についてこれらについて、お問い合わせをいただき、その結果、情報が不正確な場合

や問題がある取扱いについて事実が判明した場合は、適切な対応を行い、その結果はご報告します。

お問い合わせ窓口は次の通りです。

生活協同組合パルシステム東京 総務部(個人情報保護担当)
電話:03-6233-7600

2017年12月29日
生活協同組合 パルシステム東京
専務理事 杉原 学

■個人情報保護方針におけるパルシステムグループの範囲

- ・パルシステム生活協同組合連合会
- ・パルシステム共済生活協同組合連合会
- ・生活協同組合パルシステム東京
- ・生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ
- ・生活協同組合パルシステム千葉
- ・生活協同組合パルシステム埼玉
- ・生活協同組合パルシステム茨城 栃木
- ・生活協同組合パルシステム山梨
- ・生活協同組合パルシステム群馬
- ・生活協同組合パルシステム福島
- ・生活協同組合パルシステム静岡
- ・生活協同組合パルシステム新潟ときめき
- ・株式会社パル・ミート
- ・株式会社ジーピーエス
- ・株式会社パルブレッド
- ・株式会社パルシステム・リレーションズ
- ・株式会社パルふれあいサービス
- ・株式会社パルシステム電力
- ・株式会社パルシステム発電
- ・株式会社パルライン
- ・株式会社未来

2005年2月22日制定
2005年5月1日施行
2006年5月1日改定
2006年8月1日改定
2006年9月1日改定

2008年3月31日改定
2010年3月31日改定
2014年4月1日改定
2020年2月1日改定

生活協同組合パルシステム東京宅配事業約款

を利用してインターネットにより注文するシステム)を利用することができます。WEB注文システムの利用に関わるルールは、この約款のほか、オンラインパルサービスの規約の定めるところによります。

6 銀行等金融機関の口座の登録が必要な利用者につき、所定の期限内に口座登録が完了しなかった場合の扱いについては、この約款の規定にかかわらず、別途定めるところによります。

7 利用者は、氏名・住所・お届け先・電話番号・振替口座等、利用登録の際に届け出た事項を変更する必要がある場合、変更の内容を遅滞なく当生協に届け出るものとします。

(サービス内容)

第3条

当生協は、利用者(前条により利用登録を行った利用名義者)に対して、基本的に週1回、商品カタログ及び注文用紙(以下、「商品カタログ等」といいます)を配付し、事前に注文いただいた商品(特別注文品の場合は注文用紙)及びチケット等の証票類(以下、「商品等」といいます)を配達します。ただし、WEB注文システムを利用する場合は、利用者の希望により商品カタログ等を配付しない場合があります。

2 利用者は、前項に定めるサービスのほか、各種サービス事業に関する紹介依頼(当生協は依頼を受けたサービス事業に関する資料をお届けします)のために宅配事業の仕組みを利用することができます。

3 利用者の申出により、宅配事業の仕組みを利用して行われる「増資」と「募金」に係る金銭の收受については、この約款第13条以下の定めるところによります。

4 当生協は、年末等の特殊な時期に別途ご案内した場合を除き、基本的に毎週、注文用紙を回収する前週の商品等のお届け時に、注文の対象となる商品等を掲載した商品カタログ等をお届けします。ただし、8週連続でご注文をいただけなかった場合、当生協は商品カタログ等のお届けを停止する場合があります。

5 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、感染症、システムトラブル、停電、行政の処分・指導等の措置その他の事由により宅配事業のサービスの全部または一部の提供を停止することができます。この場合、既に受注した商品等の提供に関わる部分を除き、サービスの提供の停止について、当生協は責任を負わないものとします。

(商品の注文)

第4条

商品の注文は、次に定める中から利用者が選択した方法によって行うものとしま

す。各方法による注文の締切時期など取扱いの詳細は当生協が別に定めます。

- ① 注文用紙の提出
- ② WEB注文システムを利用したインターネット注文
- ③ 電話による注文

2 商品の注文をいただいた場合、前項に定める注文方法ごとに次の時点で当生協が注文を承諾したものとし、売買契約が成立します。ただし、事前登録による自動注文を利用する場合は、登録の際の定めにしたがって、注文の締切時期をもって利用者から注文があったものとみなし、当生協はその注文を承諾したものとして、売買契約が成立します。

- ① 注文用紙の提出の場合は、注文用紙を配達員が受領した時
- ② WEB注文システムを利用したインターネット注文の場合は、注文を受けたことを承諾する当生協からの電子メールを注文者が受信した時(当生協からの確認メールを送信していない場合は、注文データを当生協が受信した時)
- ③ 電話による注文の場合は、注文を受けた電話の通話が終了した時

3 次の場合は利用者本人による注文があったとみなします。

- ① 利用者の氏名が印字された注文用紙が提出された場合
- ② 利用者に交付したID・パスワードによる認証を経たインターネット注文データを、当生協が受信した場合
- ③ 当生協が定めた方法により利用者本人であると確認した上で、電話による注文を受けた場合

4 利用者は、電話による注文の締切時期までの間は、電話によって注文をキャンセルできます。そのほか、インターネットによる注文は、インターネットによる注文の締切時期までの間に注文データを削除することによって、キャンセルできます。なお、同条第2項ただし書きについても本項を適用します。

(利用制限)

第5条

転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした商品の購入はできません。

- 2 20歳未満の利用者による酒類の購入はできません。
- 3 次の場合には、当生協から、電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配達時の支払いの要請、売買契約の解除等の対応を行う場合があります。
 - ① 注文金額が、次項に規定する利用金額の限度を超えることとなる注文を受けた場合
 - ② 受けた注文の数量・金額が一般家庭での利用限度を超えると当生協が判断した場合
- 4 宅配事業の利用金額は原則として1回あたり20万円を限度とし、限度額の引き上げを希望する場合は別途当生協と相談するものとします。なお、加入して利用開始後3か月間の1回の利用限度額は、3万円とします。

(利用停止)

第6条

「利用停止」とは、宅配の商品カタログ等の配付、注文の受付、商品のお届けを停止することを意味します。

2 宅配事業の利用停止を希望する利用者は当生協に連絡するものとし、当生協は申し出に従って利用停止を行います。

3 次の場合には、利用者からの申し出がなくても当生協側から利用停止を行う場合があります。これに加えて、当生協が必要と認めるときは、既に受けた注文に関して売買契約を解除する場合もあります。

- ① 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした商品等の購入を行っていたことが判明した場合
- ② 合理的な理由なく繰り返して大量に返品を行った場合
- ③ 未成年者や高齢者である利用者から、商品等の種類・数量・金額等に関する適切でない注文が行われている等の理由に基づき、法定代理人、家族や行政担当者による申し出があった場合
- ④ 利用者と口座名義人が異なる場合に口座名義人から引落し停止の申し出があり、利用者に連絡しても登録口座や支払方法を変更いただけなかった場合
- ⑤ 商品等の代金等の未払いにより第15条に該当した場合
- ⑥ 第2条第3項各号に該当する場合その他宅配事業の継続的利用に関して当生協が適切でないと認めた場合

4 前項のほか、利用金額が第5条第4項で規定する利用限度額に達した場合も、商品カタログ等の配付や商品の注文を停止する場合があります。この場合は、次の月に入ったときにサービスを再開します。

(商品等のお届け)

第7条

宅配事業の利用形態は、個人パル利用(1人)、ふれんどパル利用(2人)及びグループパル利用(3人以上)の3つがあります。これらの宅配事業のサービスを「定期便」と呼びます。

2 商品等の配達場所は次の2通りです。

- ① 自宅への配達(個人パル及びふれんどパル利用の場合は各利用者の自宅またはそれに準ずる場所、グループパル利用の場合はグループで定めた利用者の自宅またはそれに準ずる場所に配達する方式)

- ② 当生協が予め利用者にお知らせした施設または場所への配達(利用者がその施設等に受け取りに行く方式)
- 3 当生協は、利用登録にあたって、利用形態・配達場所を利用者と確認し、配達曜日とおおよそお届け時間を利用者にお知らせします。なお、前記配達曜日とおおよそお届け時間は、当生協が定めるものとして、やむを得ず変更する場合は、変更後の配達曜日とおおよそお届け時間を、利用者に予めお知らせするものとします。
- 4 当生協は、利用形態に応じて、別途定める手数料を申し受けます。なお第1項に定める利用形態ごとの登録人数と、商品カタログを実配付される人数が異なる場合は、手数料が変更になる場合があります。
- 5 第2項第1号の場合は、各利用者が商品等を受領した時(合理的な理由により、予め利用者と確認した指定の配達場所に商品等を留め置いた場合は、その時に商品等の引渡しを完了し、所有権が移転するものとします)。
- 6 第2項第2号の場合は、各利用者が受領した時に商品等の引渡しを完了し、所有権を移転するものとします。ただし、利用者が予め当生協からお伝えした受け取り期限までに受領しなかった場合は、その期限の経過をもって所有権が移転するものとします。
- 7 第8項の場合を除き、お届けする商品の持ち帰り及び再配達は行いません。
- 8 商品のお届け時に利用者が在宅であることを条件とする場合で、利用者が不在で商品の受け渡しができないことにより、当生協が商品を持ち帰った場合は、その商品に関する一切の責を当生協は負わないものとします。
- 9 前各項にかかわらず、商品カタログ等に宅配便にてお届けする旨を記載した商品等については、外部業者の宅配便により配達します。その場合は、各利用者が受領した時に商品等の引き渡しを完了し、所有権を移転するものとします。

(お届け明細書及び請求書)

第8条

当生協は、原則として商品等のお届けと併せてお届け明細書をお届けします。また、請求書については月1回、月ごとの請求額をまとめて発行し、商品等の配達時または郵送等でお届けします。

(商品等のお届けができない場合)

第9条

災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、争議行為、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、輸出入の際の港湾作業の遅延、製造者・生産者の事情による生産遅延・数量不足、注文の著しい増加その他の事由によって注文通りの商品のお届けができない場合があります。

- 2 前項の場合、当生協の判断により、お届け日やお届け方法の変更、お届けの中止、お届け分量の削減、当生協の定めたルールによる代替品の提供によって対応する場合があります。これらの事情については、原則としてお届け明細書、電話、電子メール等の電磁的方法によりお知らせするものとし、代金等の返金が発生する場合は、次に請求する代金等から減額する方法により返金処理を行います。
- 3 前項の対応のうち、代替品の提供について事前に同意いただいている場合、利用者は、当生協による代替品の提供から8日間以内に代替品を返品することができます。この場合、注文した商品は提供できなかつたものとして、代金等の返金が発生する場合は、原則として、次に請求する代金等から減額する方法により返金処理を行います。
- 4 前三項による対応について、当生協は原則として前二項に定める返金の他に責任を負わないものとします。

(お届けした商品等に問題がある場合)

第10条

お届けした商品等が不良品である場合、注文と相違している場合、商品カタログ等と相違している場合には、交換または返品によって対応します。返品の場合の代金等の返金は、原則として、次に請求する代金等から減額する方法により行います。

2 前項以外の場合でも、クリスマスケーキなど特定の時期に届かなければ著しく価値が低下する商品等について、納品が予定の時期より遅れた場合には、利用者は第4条第2項に規定する売買契約を解消し、当生協からのご連絡に沿って返品を行うことができます。この場合の代金等の返金は、前項と同様とします。

3 前二項による対応について、当生協は、商品等により利用者に直接発生した損害がある場合を除き、前二項に定める返金の他に責任を負わないものとします。

(利用者のご都合による返品)

第11条

前条に定める場合を除き、次に掲げる商品等については返品することができません。

- ① 食品
- ② 医薬品、化粧品、衛生用品
- ③ 試着等、購入者の責任により傷や汚れが生じた衣類及び靴
- ④ 開封後の書籍及びCD・DVD・Blu-ray等の著作物

- ⑤ 各種チケット類
- ⑥ 植物、植物の種
- ⑦ ペットフード
- ⑧ カセットボンベ等の可燃性ガス燃料ボンベ類
- ⑨ 複数の物品を一括して供給するセット商品の一部(セット商品全体を返品する場合は含みません)
- ⑩ 利用者の指定により製作・加工した商品(利用者の指定により名前を入れた商品等)

- 2 前条に定める場合のほか、利用者は、前項以外の商品について、未開封で利用者によるキズ等がない場合に限り、お届け日から8日間以内に当生協に連絡することにより、返品することができます。
- 3 前二項によれば返品ができない場合であっても、やむを得ない事情があると当生協が認めたときには、返品を受け付ける場合があります。
- 4 前三項により返品を受け付けた場合の代金等の返金は、原則として、次に請求する代金等から減額する方法により行います。

(ポイント)

第12条

当生協は、宅配事業の利用に応じ利用者に対してポイントを付与し、利用者は当生協の定めたルールに従ってこれを利用することができます。

- 2 ポイントの付与と利用に関するルールは別途定めます。

(請求金額に対する疑義等)

第13条

請求書の金額その他に疑義が生じた場合、その他期限までに支払いができない場合には、利用者は予め当生協に連絡し、支払方法等を含む以後の対応について協議するものとします。

(代金等の支払い方法)

第14条

代金等の支払い方法については、原則として、次の中から利用者と当生協が協議して定めます。

- ① 銀行等の口座からの引落し(当月分の代金について、翌月6日に口座から引落し、ただし6日が休日の時はその翌営業日)
- ② クレジットカードによる支払い(当月分の代金について、クレジットカード会社が定める期日により支払い)
- ③ コンビニエンスストアその他当生協が指定した場所での支払い(当月分の代金について、翌月6日までに振込み)
- 2 CO・OP共済<タケイ>及び損害保険団体保険に加入する場合は、原則として第1項第1号及び第2号の支払方法を利用することができます。なお、CO・OP共済<タケイ>に加入の場合、災害時のお見舞い金の支払いに備え、代金等の引落口座情報を、日本コープ共済生活協同組合連合会に提供します。

(代金等の未払いへの対応)

第15条

前条に定めた方法において、代金等をお支払いいただけなかった場合、当生協は利用者に対し、新たな支払期限を付した振込用紙を送付します。利用者には、同振込用紙に記載された期限までに、当生協が指定する金融機関に振込みによってお支払いいただきます。この場合、お支払い手数料として、振込み1回につき100円+消費税を利用者にご負担いただきます。ただし、当生協の債務を合併または金融機関の都合により、第14条第1項に定めるお支払い期日までに口座登録が完了していない場合はこの限りではありません。

- 2 前項により、代金等を振込みでお支払いされる利用者が、お支払いの全部または一部を2か月以上遅延された場合は、前項のお支払い手数料に加え、督促手数料として、別途100円+消費税を利用者にご負担いただきます。
- 3 前二項によるお支払いを含め2か月連続でお支払いいただけなかった場合は、利用停止とさせていただきます。
- 4 前項の場合、利用者は期限の利益を喪失したものとして、直ちにすべての代金等につき当生協に支払う義務を負うものとします。

(支払計画書及び誓約書)

第16条

前条第1項の支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、当生協はそのお支払いいただけなかった利用者(以下、「債務者」といいます)に対して、当生協が定めた様式による支払計画書及び誓約書の提出を請求することができます。

- 2 前項の請求があった場合、債務者は、当生協が定めた期限内に支払計画書及び誓約書を提出しなければなりません。
- 3 前項に定める期限までに支払計画書及び誓約書が提出されなかった場合、または提出された支払計画書に基づく支払いが行われないなど将来にわたって代金等の支払いが望めないと認められる場合には、法的手続に移行した

り、債権譲渡や債権の回収委託等を行う場合があります。

(連帯保証人)

第17条

当生協は、必要と認めた場合、債務者に対して、支払計画書に記載された債務を弁済する資力を有する連帯保証人を立てるよう求めることができます。

(支払期限・手数料・遅延損害金等)

第18条

支払計画書による債務弁済の最終期限は、原則として第14条第1項に定める本来の支払予定期間から3か月以内とします。

- 2 支払計画書による債務の弁済に係る費用は債務者が負担するものとします。
- 3 当生協は債務者に対して、第15条及び前項に定める費用のほか、第14条第1項に定める本来の支払予定期間の翌日を起算日として、未払い代金等に対する年10%の割合による遅延損害金を請求します。

(債務者の出資金に関する特則)

第19条

債務者が組合員である場合、当生協は債務者に対して出資口数の減少を要請することができます。債務者が要請に応じて出資口数を減少した場合、当生協は、債務者に対する出資金の払い戻しに係る債務と当生協の債務者に対する債権を相殺することができます。

(協議解決)

第20条

本約款及び関連する規程等に従事し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と当生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第21条

利用者と当生協との間で裁判上の争いになったときは、当生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本約款の変更)

第22条

当生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本約款を変更することができます。

- 2 前項の場合、当生協は、本約款を変更する旨、変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。
 - ① 利用者への配付
 - ② 電子メールの送信等の電磁的方法
 - ③ WEBサイトへの掲示
 - ④ 定款に定める公告の方法その他の当生協が定める適切な方法

「パルシステムの指定便」に関する特約

利用者が、「パルシステムの指定便」(以下、「本サービス」といいます)を利用する場合においては、本約款の規定に従事するものとします。

- 1 本サービスは、事前に利用登録を完了した利用者に限り利用することができます。
- 2 過去に本約款第6条第3項に基づく利用停止措置を受けたことのある利用者については、本サービスの利用をお断りする場合があります。
- 3 本サービスは、全て個人による利用となります。
- 4 本サービスにおける注文方法は「インターネット」に限定します。
- 5 本サービスの利用には、別途定める手数料がかかります。
- 6 本サービスは、当生協が別途定める「パルシステム手数料減免制度」の適用対象外となります。
- 7 本サービスは、本約款第12条に定めるポイントの適用対象外となります。
- 8 配達曜日・時間帯は、当生協が指定する配達枠の範囲内において、利用者が指定するものとします。
- 9 本約款第5条第4項に定める「1回のご利用限度額」は、定期便の利用も含め1週における合計金額とします。

本特約に定めるものを除く事項については、本約款の規定が適用されます。

以上

指定便 よくあるご質問

困ったときは こちらをご覧ください

※画面イメージは変更になる場合があります。

Q. ログインできません。

- A. 定期便用のオンラインパルログイン画面をご覧いただいている可能性があります。パルシステム東京トップページより、「指定便」の部分をクリックしてください。



Q. ログインIDを忘れてしまいました。

- A. ログイン画面の「ログインIDを忘れた方はこちら」をクリックしてお手続きください。
もしくは、パルシステム東京 受付センター（15ページのお問い合わせ先）までお問い合わせください。
※お問い合わせの際は、「組合員名（フルネーム）」「組合員番号」「お電話番号」を必ずご連絡ください。



Q. パスワードを忘れてしまいました。

- A. ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてお手続きください。
※再設定の際には、「ログインID」「お電話番号」が必要です。



Q. 「ログインID・パスワードをご確認ください」と表示されます。

- A. ログインIDまたはパスワードの、数字やアルファベットが間違っている可能性があります。
【ログインID】
ご利用開始時にメールでお送りしているログインIDは、【半角英数字4文字以上100文字以内】で設定されています。必ず「半角・英数字」で入力してください。
【パスワード】
パスワードは、ご登録の際に設定いただいた【半角英数字6文字以上、20文字以内】です。必ず「半角・英数字」で入力してください。

Q. 『誤ったIDとパスワードで一定回数以上ログインが試行されました』と表示されます。

- A. ログインIDとパスワードの入力を一定回数以上間違えると、不正アクセス防止のため、一時的にログイン処理を停止させていただきます。ブラウザをすべて終了し、しばらくたってから再度お試しください。



Q. メールアドレスが変わったのですが、どうすればいいですか？

- A. 画面右上にある『Myメニュー』をクリックし、「メールアドレスの変更」からお手続きください。

Q. ログインIDとパスワードを覚えやすい内容に変更したい。

- A. 画面右上にある『Myメニュー』をクリックし、「ログインIDの変更」、「パスワードの変更」からそれぞれお手続きください。

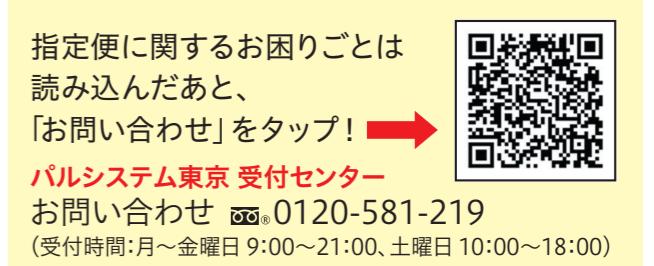
Q. 指定日・時間や内容を変更したい。

- A. 時間を変更する場合は、注文締切を過ぎていない場合のみ、ご自身で変更が可能です。取り扱い商品には「通常」と「早期」の2種類があり、注文締切のタイミングが異なりますのでご注意ください。



Q. 支払口座を変更したい、支払方法(口座振替↔クレジット等)を変更したい。

- A. インターネット上で変更はできません。
0120-581-219までお問い合わせください。
※通話料は無料です。（※担当者がご自宅にうかがいます。）



便利な定期便のご案内

パルシステムの定期便はライフスタイルに合わせた多彩なカタログで楽しくお買い物いただけます！

※定期便のご利用には別途お手続きが必要です。

「パルシステムの定期便」のおすすめポイント！

おすすめ
ポイント！

週に1回定期的なお届けで
計画的にお買い物

週に1回、決まった曜日に商品をお届けするので、計画的にお買い物ができます。

※配達日および時間の指定はできません。

おすすめ
ポイント！

食材から日用品まで
豊富な品ぞろえ

2種類のメインカタログ+4種類のオプションカタログと多彩な商品であなたの生活をサポートします。

「パルシステムの指定便」と「定期便」の違いについて

	定期便	指定便
配送日時	週に一度、決まった曜日にお届けします	お好きな配送日時を選べます
パルシステム手数料	198円(税込) ※商品お届けの有無に関わらず発生いたします。※個人パルの場合 5,000円(税込)以上のご利用で165円(税込) 12,000円(税込)以上のご利用で 0円	330円(税込) 5,000円(税込)以上のご利用で 0円
減免制度 『キッズ特典』	妊娠中から1歳まで 申請から約6ヶ月間(26週間) パルシステム手数料 1回 0円	お子様が就学する年の3月末企画まで 該当回のご利用金額が 3,000円(税込)以上の場合 パルシステム手数料 1回 0円
減免制度 『シルバー特典』	加入登録日から3年間 パルシステム手数料 1回 半額免除	加入登録日から4年目以降 パルシステム手数料 1回 0円
	※そのほかの『ハンズ特典』などの手数料優遇制度もあります。	
注文方法	注文用紙もしくはインターネット注文	インターネット注文のみ

暮らしに合わせて選べる！

「定期便」のカタログ



コトコト

- ・子育て中の忙しい暮らしに
- ・毎日の食卓づくりの「困った」を解決！
時短レシピで迷わず注文『献立 CHOICE』、週替わりのお楽しみ特集や、パパッと作れる簡単レシピ！
- ・産直・国産が中心。
徳用規格も充実。
- ・レシピ付き。
野菜もカット済みの「お料理セット」

Kinari

- ・年齢による食的好みや量の変化に対応する「少量規格」
- ・有名店の味や季節を楽しむテーマ企画
- ・味や食感を重視した惣菜が充実

読むだけでも
楽しい♪

お料理
セットも
充実！



そのほかにも、さまざまなカタログ、チラシをご用意しています。

お問い合わせ 0120-581-219 (受付時間:月～金曜日 9:00～21:00、土曜日 10:00～18:00) ※おかげ間違のないようにご注意ください。

※通話料は無料です。